

平成19年7月26日
消 防 庁救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令の一部を改正
する省令案等に対する意見募集

消防庁は、救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令の一部を改正する省令案等を取りまとめました。

つきましては、これらの案について、平成19年7月27日から同年8月27日までの間、意見を募集します。

1 背景

衆議院総務委員会において、消防法の一部を改正する法律案に対し、「いわゆる「棒カメ」の消防署への配備等、震災対策用資機材の充実に努めること。」が附帯決議されたことを踏まえ、従来、特別救助隊以上が装備する救助器具であった簡易画像探索機を、特別救助隊ではない救助隊についても地域の実情に応じて装備するよう規定するものです。

また、救助活動の中でも極めて危険性が高い流水域の救助活動が、より安全で確実・迅速に実施されるよう、流水救助器具一式について、救助隊が地域の実情に応じて装備するよう新たに規定するものです。

2 意見募集対象及び意見公募要領

意見募集対象： ①救助隊の装備、編成及び配置の基準を定める省令の一部を改正する省令（案）新旧対照表

②救助活動に関する基準を定める告示の一部を改正する件（案）新旧対照表

詳細については、別紙の意見募集要領をご覧ください。

3 意見募集の期限

平成19年8月27日（月）（必着）（郵便についても、募集期間内の必着とします。）

4 今後の予定

皆様からお寄せいただいたご意見を踏まえ、速やかに公布・施行する予定です。

（連絡先）

総務省消防庁国民保護・防災部参事官付
担 当 坂野参事官補佐、皆川係長

TEL：03—5253—7507（直通）

FAX：03—5253—7576

Mail:minakawa-y@soumu.go.jp

救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令の一部を改正する省令案新旧対照条文
 ○救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令（昭和六十一年自治省令第二十二号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
別表第一（第二条、第四条―第七条関係）	分類	（略）	（略）
	品名	（略）	（略）
（略）	隊員保護用器具	（略）	（略）
	検索用器具	簡易画像探索機※	（略）
（略）	除染用器具	（略）	（略）
	水難救助用器具※	潜水器具一式 流水救助器具一式 救命胴衣 水中投光器 救命浮環 浮標 救命ボート 船外機 水中スクーター 水中無線機 水中時計 水中テレビカメラ	潜水器具一式 救命胴衣 水中投光器 救命浮環 浮標 救命ボート 船外機 水中スクーター 水中無線機 水中時計 水中テレビカメラ

別表第二（第四条―第六条関係）

分類	品名
(略)	(略)
隊員保護用器具	(略)
(削除)	(削除)
除染用器具	(略)
(略)	(略)

別表第二（第四条―第六条関係）

分類	品名
(略)	(略)
隊員保護用器具	(略)
検索用器具	簡易画像探索機
除染用器具	(略)
(略)	(略)

救助活動に関する基準の一部改正案新旧対照条文
 ○救助活動に関する基準（昭和六十二年消防庁告示第三号）

別表		区分	品名	必要個数	性能等
省令	別表				
救助	省令	(略)	(略)	(略)	(略)
げる	別表	(略)	放射線防護服（個人用線量計を含む。）※※	二	(略)
に掲	第二	(略)	簡易画像探索機※※	一	(略)
	別表	(略)	除染シャワー※※	一	(略)
	第二	(略)	潜水器具一式※	五	(略)
	別表	(略)	流水救助器具一式※	五	(略)
	第二	(略)	救命胴衣※	五	(略)
	別表	(略)	(略)	(略)	(略)
	省令	(略)	(略)	(略)	(略)
	別表	(略)	特殊ヘルメット※	(略)	(略)
	第二	(略)	簡易画像探索機※	一	(略)
	別表	(略)	緩降機	一	(略)
	第二	(略)	(略)	(略)	(略)
	別表	(略)	(略)	(略)	(略)
	省令	(略)	(略)	(略)	(略)

別表		区分	品名	必要個数	性能等
省令	別表				
救助	省令	(略)	(略)	(略)	(略)
げる	別表	(略)	放射線防護服（個人用線量計を含む。）※※	二	(略)
に掲	第二	(略)	簡易画像探索機※	一	(略)
	別表	(略)	除染シャワー※※	一	(略)
	第二	(略)	潜水器具一式※	五	(略)
	別表	(略)	救命胴衣※	五	(略)
	第二	(略)	(略)	(略)	(略)
	別表	(略)	特殊ヘルメット※	二	(略)
	第二	(略)	簡易画像探索機※	一	(略)
	別表	(略)	緩降機	一	(略)
	第二	(略)	(略)	(略)	(略)
	別表	(略)	(略)	(略)	(略)
	省令	(略)	(略)	(略)	(略)

（傍線の部分は改正部分）

器具	省令	別表	第三	に掲	げる	救助	器具
	(略)						
	(略)						
	(略)						

器具	省令	別表	第三	に掲	げる	救助	器具
	(略)						
	(略)						
	(略)						

1 案件名

救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令の一部を改正する省令（案）、救助活動に関する基準を定める告示の一部を改正する件（案）についての意見募集について

2 案件の内容・説明

衆議院総務委員会において、消防法の一部を改正する法律案に対し、「いわゆる「棒カメ」の消防署への配備等震災対策用資機材の充実に努めること。」が附帯決議されたことを踏まえ、従来、特別救助隊以上が装備する救助器具であった簡易画像探索機を、特別救助隊ではない救助隊についても地域の実情に応じて装備するよう規定するものです。

また、救助活動の中でも、極めて危険性が高い流水域の救助活動が、より安全で確実・迅速に実施されるよう、流水救助器具一式について、救助隊が地域の実情に応じて装備するよう新たに規定するものです。

「救助隊の装備、編成及び配置の基準を定める省令」、「救助活動に関する基準を定める告示の件」の改正案概要

救助隊の装備、編成及び配置の基準を定める省令（案）新旧対照表

救助活動に関する基準を定める告示の一部を改正する件（案）新旧対照表

3 施行（予定）日について

平成19年9月10日（月）

本改正案につきましてご意見がございましたら、〈意見募集要領〉に沿ってご提出ください。

なお、ご意見に対しての個別回答は致しかねますので、その旨ご了承願います。

〈意見募集要領〉

4 意見提出期限

平成19年8月27日（月）（郵送の場合は、同日必着）

5 意見提出方法

氏名、職業及び連絡先（住所、電話番号、電子メールアドレス等）をご記入の上、次に掲げるいずれかの方法で提出してください。

なお、電話によるご意見の提出には応じかねますので、あらかじめご了承ください。

○ ファクシミリの場合

FAX 番号 03—5253—7576

○ 郵送の場合

〒100—8927

東京都千代田区霞が関2—1—2

総務省消防庁国民保護・防災部参事官付 あて

○ 電子メールの場合

電子メールアドレス minakawa-y@soumu.go.jp

電子メールで送付される場合は、ファイル形式をテキスト形式としてください。

※ ご提出いただいた記載内容につきましては、連絡先を除き、すべて公開される可能性があることをご承知おき願います。

6 お問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部参事官付（担当：皆川）

電話：03—5253—7507

FAX：03—5253—7576

電子メール：minakawa-y@soumu.go.jp

7 資料の入手方法

消防庁ホームページへの掲載、消防庁文書閲覧窓口にて手交